

## 研修・技能実習制度研究会報告

### はじめに

外国人研修・技能実習制度については、技能移転を通じた開発途上国等への国際協力を目的としているが、一部の受入れ機関において、研修生が実質的に低賃金労働者として扱われていたり、技能移転のための適正な実習指導が行われていない等の問題が生じている。

このため、同制度については、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定、平成20年3月25日改定）」において、「実務研修中の法的保護の在り方」等について「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出」等必要な措置を講ずることとされているほか、その見直しについて各種の提言が行われている。

本研究会は、現行制度の問題点を是正するとともに、制度の目的である技能移転が適正に実施されるよう、制度の適正化や在り方に關する事項について、平成18年10月以来12回にわたって、問題点の整理及び検討を行ってきた。この間、平成19年5月には、制度見直しの方向性について中間報告をとりまとめ、主に次のような提言を行った。

#### 1. 実務研修中の研修生の法的保護のあり方

実務研修中の研修生が実質的に低賃金労働者として扱われている等の問題が生じているが、組織的な労務管理体制が不十分な中小零細企業を中心に、「労働」とならないよう「研修」の性格を担保することは困難であることから、「研修（1年）」+「技能実習（2年）」については、最初から雇用関係の下での3年間の実習とし、労働関係法令の適用を図る。

#### 2. 技能実習の実効性の確保

実習としての実効性を確保するため、実習計画の作成の他、実習指導員の配置、技能実習終了時の評価等を義務づける。

また、対象職種については、実習生の幅広い技能の修得が可能となるよう見直す。

#### 3. 受入れ団体の役割・責任

受入れ団体（第一次受入れ機関）は、新たに、傘下の技能実習中の受入れ企業に対する実習の適正実施に係る指導、監査等の監理責任を負うこととする。また、営利目的の団体の設立を防止するため、本来の事業協同組合等としての活動実績を有することを実習生受入れの要件とする。

#### 4. 同等報酬要件の実効性の確保

日本人の労働市場への悪影響を防ぐため、同等報酬要件の判断の前提

となるガイドライン（目安）を設定し、実習生の賃金水準が目安に照らし著しく低い場合には同等報酬要件の遵守状況を調査し、必要な措置を講ずる。

#### 5. より高度なレベルの技能実習

いったん帰国した実習生の再入国による実習（再技能実習）については、現行制度において技能移転や適正な運営がなされていること、定着のおそれがないことが前提であり、概ね技能移転と適正化が図られ、失踪率も低い「企業単独型」に限り、現地法人における更なる技能向上のためなど、個別の審査により再実習の必要性が認められた場合に、2年間に限定し（合算して5年以内）これを認める。

#### 6. ブローカー対策等

受入れ機関・送出し機関の適正化、不正行為を行った場合の規制の厳格化等の措置を講ずる。

#### 7. チェック機能の強化

JITCO（財団法人国際研修協力機構（ジツコ））において巡回指導等を強化するとともに、その役割・体制を抜本的に見直す。

この中間報告公表後、経済産業省の研究会報告と法務大臣（当時）の私案が相次いで発表されたほか、経済財政諮問会議の労働市場改革専門調査会第2次報告（平成19年9月）においても、研修・技能実習制度のあり方が提言された。また、産業界、労働界からも制度の適正化や見直しを求める各種提言が発表されている。

本研究会においても、引き続き検討すべき事項として、ブローカー対策や技能移転の実効性確保等の課題を取り上げ、議論を継続してきたところであるが、今般、最終的なまとめを行ったので、報告する。

本報告は、中間報告で指摘した事項に加え、制度目的である実習の実効性を一層確保するため、悪質な企業・団体を排除する一方、優良な企業・団体を育成する観点から更に検討すべき事項について、その検討の方向性を打ち出すものである。本研究会としては、この報告を踏まえ、厚生労働省をはじめとする関係省庁において更なる検討を深め、具体的な制度化が図られることを期待する。

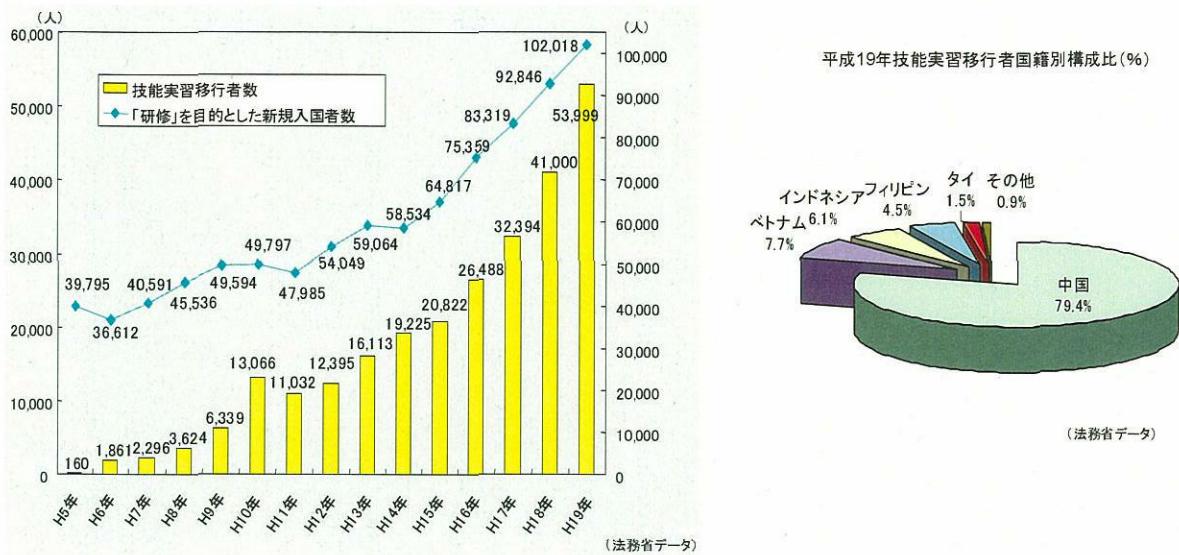
平成20年6月

### I 中間報告以降の動向

#### 1. 研修生・実習生の増加

外国人研修生・実習生の数は、引き続き増加しており、平成19年の在留資格「研修」入国者数は約10万2千人（政府関係機関による受入れも含む。）、技能実習移行者数は約5万4千人となり、技能実習中の者は10万人近くに上ることとなった。研修生・実習生合わせると約20万人と

いう規模に達しつつある。なお、国籍別には、従来同様、実習生の約80%を中国が占めている。



また、実習生受入れ人数を職種別に見ると、制度発足以来、繊維・衣服関係が最も多い状況が続いていたが、ここ数年、機械・金属関係が急増し、平成19年に遂に逆転した。

なお、実習生の在留地域を都道府県別にみても、愛知（機械・金属等）が岐阜（繊維・衣服等）を抜いて最も多くなり、次いで、茨城（農業等）、広島（機械・金属等）等が続いている。

